

# 第二期南相馬市 子ども・子育て 支援事業計画

概 要 版



令和2年3月



南相馬市  
MINAMISOMA



# 1

## 第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画とは？

### 計画策定の目的

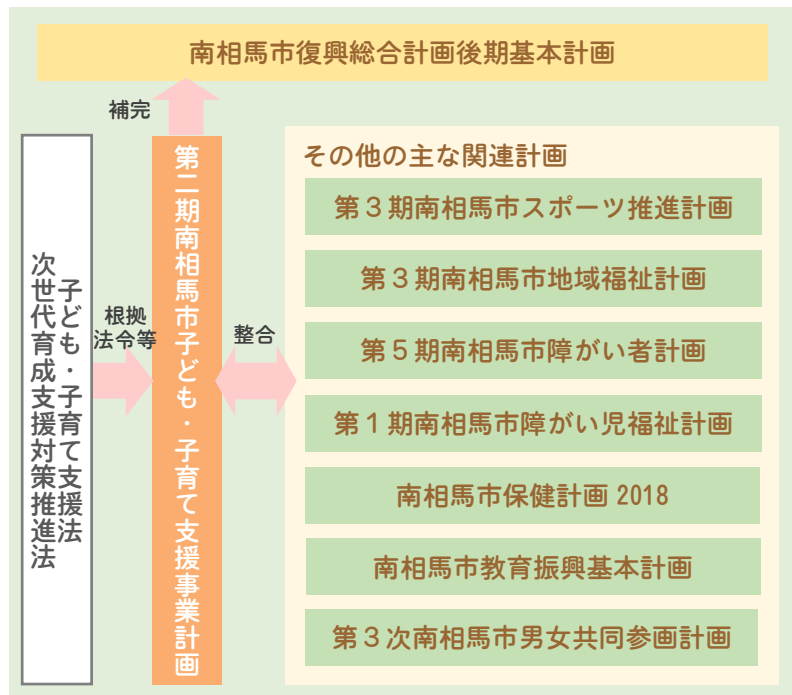
南相馬市では、震災や原発事故の影響により子どもの数が大きく減少しており、子どもたちが本市で夢や希望を持って生活していくことや、安心して子どもを産み育てることのできる環境の充実が課題となっています。

このため、本市では、平成27年3月に「南相馬市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てに関する施策に計画的に取り組んできましたが、この計画が令和元年度末で終了することから、新たに「**第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画**」を策定しました。

### 計画の位置づけ

本計画は、法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「市町村次世代育成支援行動計画」に準じるものとして策定しています。

また、市の最上位計画である「南相馬市復興総合計画後期基本計画」やその他の関連計画との整合を図っています。



### 計画期間

本計画のうち、「市町村次世代育成支援行動計画」にあたる総合的な子育て事業分野については、南相馬市復興総合計画後期基本計画との連動性を確保するため4年間、「市町村子ども・子育て支援事業計画」にあたる幼保の預かり等の需給分野については、法に基づく1期5か年を計画期間とします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第一期南相馬市子ども・子育て支援事業計画									
				見直し	第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画(総合的的事业)分野)				
					第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画 (子ども・子育て支援事業計画(需給)分野)				

## 2

## 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

### 本市の子ども・子育てに関する現状と課題の分析

第一期南相馬市子ども・子育て支援事業計画の点検、令和元年度に実施した保護者ニーズ調査、子ども・子育て審議会の意見から得られた、本市の子ども・子育てに関する現状と課題は以下のとおりです。

#### 第一期計画の点検

「子どもがいる毎日の生活が楽しいと思う保護者の割合」は約4割と横ばいで推移

市内の深夜・休日の小児救急医療等の提供体制が未整備

待機児童の未解消  
(保育園、放課後児童クラブ)

#### ニーズ調査結果

未就学児がいる家庭の、母親にかかる家事育児負担が増加傾向

子育て環境充実のために重要なものは、1位「医療体制の充実」、2位「仕事と子育ての両立支援の啓発」、3位「経済支援の充実」

市の教育の今後の重要度で、「小・中学校の防犯等の安全性」が1位

#### 子ども・子育て審議会意見

児童を対象とした殺傷事件や交通事故を踏まえ、安全への取組みが必要

他者を思いやる心などを育む多様な体験等の推進が必要

受け取る側が分かりやすい情報発信が必要

### 評価結果・意見を踏まえた施策の方向

上記の分析結果より、本計画において特に力を入れて取り組むべき分野を次のように分析しました。これらについては、次ページに示す施策体系への反映のほか、個別事業の展開（新規・拡充事業）や教育・保育量の確保等により取組みを強化します。

#### 今後、市が力を入れて取り組む分野

- 医療提供体制の強化
- 防犯、交通安全の推進
- 子育て家庭の負担軽減、相談の実施
- 多様な体験をする機会の提供
- 仕事と家庭の両立支援
- 待機児童の解消
- 情報発信手法の工夫

#### 第二期計画への反映

- 施策体系への反映
- 個別事業の展開  
(新規・拡充事業)
- 教育・保育量の確保等による取組み強化

# 3

## 計画の基本的な考え方

本市では、子どもや子育てを取り巻く環境の変化や、現状と課題等の分析を踏まえ、次のとおり各種施策や事業を展開します。

### 第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画 施策体系図

#### 基本理念

安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちの笑顔がかがやくまち

#### 基本施策

##### I

安心して子どもを産み育てることができる環境の整備

##### II

子育て家庭の負担軽減及び支援の充実

##### III

援助を必要とする子どもや家庭への支援

##### IV

次代を担う人材の育成

#### 施策の方向

- 1 健やかに産み育てることができる環境づくり
- 2 医療を取り巻く環境の整備
- 3 安心・安全な生活環境の推進

- 1 保育サービス・幼児教育の充実
- 2 相談・支援体制の充実
- 3 子育て家庭への経済的支援
- 4 子育て支援のネットワークづくり
- 5 仕事と家庭との両立の支援

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 ひとり親家庭等への自立支援
- 3 障がいや発達の遅れなどに対する支援の充実
- 4 被災児童等への支援
- 5 子どもの貧困対策

- 1 心身の健全育成の推進
- 2 多様な体験・ふれあいの機会づくり

## 4

## 分野別施策の展開

本計画のうち、「市町村次世代育成支援行動計画」にあたる総合的な事業分野については、前ページに示した施策体系図に基づき、次のとおり子ども・子育て支援を推進します。

## I 安心して子どもを産み育てることができる環境の整備

出産や子育てに不安やストレスを感じる保護者が増えていることから、子どもや保護者の支援を推進していく必要があります。

また、震災及び原発事故による小児医療提供体制の不足への対応や、子どもが被害者となる交通事故や犯罪の未然防止のため、対策を強化する必要があります。

## 施策の方向・主な取組み

- 1 健やかに産み育てることができる環境づくり  
母子保健事業、婚活支援事業
- 2 医療を取り巻く環境の整備  
[拡充]南相馬市地域医療提供体制整備補助金
- 3 安心・安全な生活環境の推進  
[新規]安全運転支援装置設置促進事業、  
[拡充]防犯・自衛力向上事業



## II 子育て家庭の負担軽減及び支援の充実

共働き世帯の増加に伴う待機児童の発生や保育ニーズの多様化に対応するとともに、保護者の悩みや不安の解消を図るため、相談・支援体制の充実、子育てに係る経済的支援、孤立防止のためのネットワークづくりなどが必要です。

さらに、共働き世帯の増加傾向を踏まえ、男女ともに仕事と子育てを両立しやすい環境づくりが必要です。

## 施策の方向・主な取組み

- 1 保育サービス・幼児教育の充実  
保育士等人材確保事業、みらい育成修学資金事業
- 2 相談・支援体制の充実  
ママのこころの相談会
- 3 子育て家庭への経済的支援  
在宅保育支援金、乳幼児子ども医療費助成事業、  
保育料無償化、[新規]民間保育所等給食食材費補助金、  
[新規]私立幼稚園給食費保護者助成金
- 4 子育て支援のネットワークづくり  
子育て応援情報発信事業
- 5 仕事と家庭との両立の支援  
[新規]「魅力ある職場環境づくりガイドブック」作成事業



### Ⅲ 援助を必要とする子どもや家庭への支援

児童虐待に係る相談件数が増加傾向にあるなど、虐待の未然防止と早期発見のための体制強化が求められます。

また、ひとり親家庭や障がいのある子どもとその保護者、東日本大震災等で被災した児童など、援助を必要とする子どもや家庭へのきめ細かな支援も重要となっています。

加えて、「子どもの貧困」についても、適切な実態把握に基づき支援に努める必要があります。

#### 施策の方向・主な取組み

- 1 児童虐待防止対策の充実  
拡充児童虐待防止対策事業、家庭児童相談事業
- 2 ひとり親家庭等への自立支援  
ひとり親家庭総合支援事業
- 3 障がいや発達の遅れなどに対する支援の充実  
発達障がい等児童早期発見・早期支援事業
- 4 被災児童等への支援  
東日本大震災遺児等支援事業
- 5 子どもの貧困対策  
市民アンケート調査による実態把握



### Ⅳ 次代を担う人材の育成

子どもが自分で課題を見つけ自ら学ぶ力、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康な体を、社会全体で育てていくことが重要であり、多様な体験や学習の場、国際交流、スポーツ環境の整備などが求められています。

#### 施策の方向・主な取組み

- 1 心身の健全育成の推進  
子どもの遊び場整備事業、  
報徳精神がいきづくまちづくり事業
- 2 多様な体験・ふれあいの機会づくり  
姉妹都市相互派遣交流事業補助金、  
こども交流支援事業補助金



## 5

## 子ども・子育て支援サービスの見込量

本計画のうち、「市町村子ども・子育て支援事業計画」にあたる幼稚園、保育園の預かり等の需給分野については、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」のニーズ量と確保見込量を定め、計画期間内の確保を目指します。

## 教育・保育の利用の認定と施設

教育・保育の利用の認定区分と利用施設は以下のとおりです。

教育・保育の利用の認定	認定内容	利用施設	対象年齢
1号認定	満3歳以上で、 保育の必要性なし、 幼稚園等での教育を希望	〈教育・保育施設〉 ・幼稚園 ・認定こども園	3～5歳
2号認定	満3歳以上で、 保護者の就労・疾病等により、 保育が必要	〈教育・保育施設〉 ・保育園（所） ・認定こども園	3～5歳
3号認定	満3歳未満で、 保護者の就労・疾病等により、 保育が必要	〈教育・保育施設〉 ・保育園（所） ・認定こども園 ・地域型保育事業	0～2歳

## 教育・保育の量の見込みと提供内容

市内に居住する子どもの教育・保育の需要見込量及び提供見込量について、国が示す標準算式に準じ以下のように設定しました。いずれも需要を上回る量の提供を予定しており、今後5年間で受け皿が確保される見込みとなっています。

区分	計画終了年度（令和6年度）	
	需要見込量	提供見込量
幼稚園等	631人	658人
3～5歳、保育の必要性なし	367人	384人
3～5歳、幼稚園の利用希望者	264人	274人
保育園等	840人	851人
3～5歳、保育園等の利用希望者	444人	449人
0歳	112人	114人
1、2歳	284人	288人



## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供内容

地域子ども・子育て支援事業の需要見込量及び提供見込量について、国が示す標準算式に準じ以下のように設定しました。一部を除き需要を上回る量の提供を予定しており、今後5年間で受け皿の確保が進む見込みとなっています。

事業名	事業の内容	計画終了年度（令和6年度）	
		需要見込量	提供見込量
地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター事業）	子育て支援センター（原町あずま保育園、かしま保育園）において、子育て親子の交流、相談援助等を行う事業です。	1,157 人回/月	1,500 人回/月
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児不安や悩みの傾聴や情報提供を行うとともに、提供サービスの検討や関係機関との連絡調整を行う事業です。	273 人/年	273 人/年
子育て短期支援事業 （ショートステイ事業）	保護者が一時的に児童を養育することが困難となった場合や経済的な理由により、緊急一時的に、児童養護施設等において母子の保護を行う事業です。	10 人日/年	10 人日/年
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助による預かりや送迎などについて連絡・調整を行う事業です。	300 人日/年	300 人日/年
一時預かり事業（一般型）	保育園（所）や子育て支援センターにおいて、在園していない乳幼児を一時的に預かる事業です。	2,429 人日/年	3,744 人日/年
一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園や認定こども園において、教育時間終了後や夏・冬・春休みなどの長期休業期間中の在園児の預かりを行う事業です。	31,281 人日/年	51,600 人日/年
1号認定子ども		2,387 人日/年	3,600 人日/年
2号認定子ども		28,894 人日/年	48,000 人日/年
延長保育事業	保育園（所）において、午前7時から午後6時までの通常保育を超え、午後7時まで延長して保育を行う事業です。	65 人	70 人
病児・病後児保育事業	病気により登園できない子どもや病気の回復途中の子ども等を、病院・保育園（所）等に付設の専用スペース等で、看護師と保育士が一時的に保育する事業です。	3,895 人日/年	300 人日/年
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対して、学校の余裕教室、児童センターなどで、放課後や長期休業期間中に、適切な遊びや生活の場を与えて健全育成を図る事業です。	751 人	760 人

### 第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画 概要版 令和2年3月

福島県南相馬市 こども未来部こども家庭課子育て企画係  
〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地  
TEL：0244-24-5215